

新型コロナウイルス感染症の影響による 緊急小口資金等の特例貸付申請相談実施について

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、

郵送による申請を原則としています。

ご注意ください！

当会職員が預金口座に関する個人情報を、電話でお聞きすることはありません。また、本人からの送付希望がないにも関わらず、申請書類等を送付することはありません。不審な電話や手紙等にはご注意ください。

◆**緊急小口資金・総合支援資金・総合支援資金（延長貸付）・総合支援資金（再貸付）の申込要件・申請書類一式はこちら**

⇒[東京都社会福祉協議会（外部リンク）](#)

※申請方法は次のページ、留意事項は3ページをご参照ください。

※申込内容に不明な点等があった場合は、本会よりご連絡する場合があります。

※港区では、必要書類のうち港区の発行する住民票の写し等の事務手数料を区独自で無料とします。詳細はこちら ⇒[港区ホームページ（外部リンク）](#)

◆各貸付の**受付期間は、令和3年6月30日(水)**までです。

※書類の不備がある場合は、申請を受けられませんのでご注意ください。また、締切を過ぎての申請はいかなる場合でも受けられません。早めの申請をお願いします。

◆**総合支援資金（再貸付）について**

総合支援資金（再貸付）の対象の方は、緊急小口資金と総合支援資金の両方をすでに利用されている方です。

◆**【重要】**借入をされた方へ「据置期間の延長についてのお知らせ」はこちら

⇒[東京都社会福祉協議会（外部リンク）](#)

◆特例貸付に関するQ&Aはこちら⇒[全国社会福祉協議会（外部リンク）](#)

◆個人向け緊急小口資金等の特例貸付に関する相談コールセンター（厚生労働省）

電話番号 0120-46-1999

【受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）】

《郵送による申請について》

新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での申請を原則としています。申請書類は東京都社会福祉協議会のホームページ（以下のリンク）よりダウンロードできます。また、本会窓口での配布や郵送での送付も行っていますので、お問い合わせください。

- 特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金・総合支援資金（延長貸付）・総合支援資金（再貸付））を郵送申請される方へ

《必ずお読みください》⇒ [港区社会福祉協議会ホームページ](#)

- 申し込み要件・申請書類一式のダウンロードはこちらから

⇒ [東京都社会福祉協議会\(外部リンク\)](#)

《来所による申請について》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事前予約とさせていただきます。下記までお電話いただき、ご予約をお願いいたします。

※お申込み・事前予約にあたって、**ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患患者、または、罹患患者との濃厚接触の可能性のある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ずご連絡ください。**

※来所当日までに、[こちら\(外部リンク\)](#) から、確認書類等をご準備いただき、相談当日にお持ちください。

港区社会福祉協議会 緊急小口資金等 貸付相談窓口

予約受付時間 平日午前9時～正午・午後1時～午後5時

電話番号 03-6230-0282

●その他の支援策等について●

※住居確保給付金（離職や廃業、休業等により就職活動中の方への一定額の家賃の助成）

に関する情報はこちら⇒[厚生労働省ホームページ\(外部リンク\)](#)

港区の相談窓口はこちら⇒[港区ホームページ\(外部リンク\)](#)

※東京都が実施する新型コロナウイルス感染症に関する支援策はこちら

⇒[東京都政策企画局ホームページ\(外部リンク\)](#)

※税、公共料金の延納などに関する情報はこちら

⇒[総務省ホームページ\(外部リンク\)](#)

※持続化給付金（新型コロナウイルス感染症により特に大きな影響を受けている事業者に対する事業全般に使える給付金）など経済産業省による支援策などの情報はこちら

⇒[経済産業省ホームページ\(外部リンク\)](#)

◆貸付の申請に関する留意事項

・緊急小口資金の送金について

本会に書類を提出（到着）してから、不備等がないか確認を行い翌日には東京都社会福祉協議会（審査及び送金）に送付をしています。東京都社会福祉協議会に到着してから、7～10 営業日程度送金までかかります。（貸付スケジュールは申請状況により前後する場合があります）

・総合支援資金の送金について

総合支援資金の貸付スケジュールは以下のとおりです。（※締切は郵送の場合）

港社協締切：4/5（月） 送金日：①4/16（金）、②5/20（木）、③6/21（月）

〃 : 4/9（金） 〃 : ①4/28（水）、②5/20（木）、③6/21（月）

〃 : 4/27（火） 〃 : ①5/18（火）、②6/21（月）、③7/20（火）

〃 : 5/11（火） 〃 : ①5/28（金）、②6/21（月）、③7/20（火）

〃 : 5/27（木） 〃 : ①6/16（水）、②7/20（火）、③8/20（金）

〃 : 6/9（水） 〃 : ①6/29（火）、②7/20（火）、③8/20（金）

〃 : 6/30（水） 〃 : ①7/16（金）、②8/20（金）、③9/21（火）

※貸付金が口座に振り込まれる時間は、金融機関により異なりますのでご了承ください。（午前の場合もありますし、午後の場合もあります。なお、振り込まれる時間の指定はできません。）

・総合支援資金（延長貸付）について

総合支援資金（延長貸付）の対象の方には、初回貸付の3カ月目の前月末を目途に東京都社会福祉協議会より通知をお送りします（転送不要でお送りします）。通知に記載されている締切日までに手続きをお願いします（通知には送金スケジュールも記載してあります）。

※貸付金が口座に振り込まれる時間は、金融機関により異なりますのでご了承ください。（午前の場合もありますし、午後の場合もあります。なお、振り込まれる時間の指定はできません。）

・総合支援資金（再貸付）について

申請状況により、申請を受けてから送金まで1カ月程度を要する可能性があります。